

○みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

(通則)

第1条 みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け7住計第137号通知）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

市内に存する一戸建ての住宅。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅は除く。

(2) ZEH水準

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

(3) 仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修で、住宅の部分について別表1に定める改修を行う事業とする。

2 前項の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 昭和56年6月1日以降に着工されたもの。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土

交通省告示第184号) 別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断(平成26年11月7日付け国住指第2850号の規定により、耐震診断と同等と認めた方法を含む。)により構造安全性が確かめられたもの。

ウ 省エネ改修の完了までに、現行の耐震基準に適合させる改修工事がされたもの。

(2) 現にZEH水準を満たしていないもの

3 対象事業は、第8条の規定による補助金の交付決定後に契約するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の2月28日までに完了するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自ら所有する市内の住宅で対象事業を実施する個人であって、申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税等を滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、対象事業のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用

(2) 住宅の省エネ改修に要する費用のうち別表1に定める工事に係る費用(ただし、モデル工事費を上限額とする。)

2 国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受けた、又は受ける予定がある場合、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象事業費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費に5分の4を乗じて得た額とし、70万円を限度とする。

2 補助金の額の算定に当たって、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の住宅について、原則として1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、対象事業に係る契約の、実施業者との当該契約締結日前に、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請を適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業計画変更承認申請書（様式第4号）に別表3に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が6月未満の事業完了予定日の延長（交付決定の日の属する年度の2月28日までに限る。）又は事業量の変更で、補助金の額に変更を生じない場合は、不要とする。

- 2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、前条の規定による決定を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により変更をしたときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項について、内容を審査し適当と認めるときはみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付中止決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、みよし市民間住宅省エネ改修事業取下申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(完了実績の報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業完了実績報告書（様式第9号）に別表4に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行うこととする。

3 前項の事業の完了の日は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容又は第9条の変更決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額又は第9条による補助金変更決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金請求書（様式第11号）により市長へ補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則若しくはこの要綱又は関係法令に違反する行為があった場合

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に市長の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は廃棄してはならない。

ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表1

開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

1 開口部の断熱化に係る改修工事

部位	対象となる改修工事		モデル工事費	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ※1	1.4m ² 以上※3	112,000円 ／枚	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有する者に限る。）に型番登録された建材のうち性能区分B以上であること
		0.8m ² 以上1.4m ² 未満※ 3	80,000円／ 枚	
		0.1m ² 以上0.8m ² 未満※ 3	32,000円／ 枚	
	内窓設置※ 2 外窓交換	2.8m ² 以上※4	272,000円 ／箇所	
		1.6m ² 以上2.8m ² 未満※ 4	216,000円 ／箇所	
		0.2m ² 以上1.6m ² 未満※ 4	176,000円 ／箇所	

ドア	ドア交換	開戸：1.8m ² 以上※4	392,000円	(2) カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
		引戸：3.0m ² 以上※4	／箇所	
		開戸：1.0m ² 以上1.8m ² 未満※4	344,000円	
		引戸：1.0m ² 以上3.0m ² 未満※4	／箇所	

※1 ガラスの交換は、箇所数ではなく交換するガラス1枚当たりに補助

※2 内窓交換を含む

※3 ガラスの寸法とする

※4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

2 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分		モデル工事費	仕様・備考
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。	225,000円／m ³	次の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの。 (1) 「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であること (2) カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
	D～F		338,000円／m ³	
屋根・天井	A～C	伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035	80,000円／m ³	
	D～F		137,000円／m ³	
床	A～C	伝導率 (W/m・K) 0.034以下	280,000円／m ³	
	D～F		420,000円／m ³	

別表2 (第7条関係)

書類の名称		備考
1	補助金交付申請書	様式第1号
2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書	様式第1号 別紙

3	住宅の所有者、建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	登記事項証明書等
4	位置図	住宅の配置が分かる住宅地図等
5	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面	平面図、立面図、断面図等
6	省エネ改修工事に係る見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し	補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
7	現況写真等	全景写真及び改修する部位の写真
8	第3条第2項第1号に定めるいずれかに該当し、地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類	耐震改修補助事業交付決定通知書等
9	他の補助金等申請書の写し	該当がある場合のみ
10	その他、必要に応じて市長が指定する書類	

別表3（第9条関係）

	書類の名称	備考
1	計画変更承認申請書	様式第4号
2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書	様式第1号 別紙
3	第7条で求める添付書類のうち、交付決定又は直近の交付変更決定時から変更となる事項を示すもの	
4	その他、必要に応じて市長が指定する書類	

別表4（第11条関係）

	書類の名称	備考
1	完了実績報告書	様式第9号
2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び	様式第1号 別紙

	住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書	
3	契約書写し	省エネ改修にかかる事業の契約書
4	領収書写し	
5	工事施工中の写真	
6	工事完了後の写真	仕様が分かる写真（製品番号等）を添付
7	施工チェックリスト（施工会社が作成したもの。）	様式第9号 別紙
8	出荷証明書写し	
9	その他、必要に応じて市長が指定する書類	

様式第1号（第7条関係）

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

みよし市長 様

申請者
住 所 〒

ふりがな
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 概要

住宅	所在地	〒			
	建築時期	年頃（ 築 年 ）		構造	造
	地域区分	6 地域	階数	階建て	延べ面積 m ²
工事着手日	年	月	日	工事完了日	年 月 日

2 工事施工者

事業社名			担当者名	
事業所在地	〒			
電話番号			メールアドレス	

3 補助申請内容（該当する項目の□にチェック☑して確認してください。）

補助を受けるには各補助要件を満たすことが必要です。

改修する部位	<input type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修	<input type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修
補助対象経費	円 ※工事費から対象外経費を除いた金額を記入	
補助対象外経費	<input type="checkbox"/> 他制度適用	補助金名（実施主体） 他制度の補助対象経費 円

4 申請者による確認（必ず申請者自ら次の項目を確認の上、下記項目□にチェック☑してください。）

- 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
- 事業を実施する住宅は、市内に所在する住宅です。
- 住宅は要綱第3条第2項第1号に定めるいずれかに該当し、地震に対する安全性が確認できています。
- 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
- 住宅の所有者です。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- みよし市税等の滞納はありません。
- 本補助制度で申請する補助対象について、以前に国・愛知県・みよし市からその他の補助金を受けた又は受ける予定はありません。
- 自ら居住するために行う断熱改修工事等であり、建築基準法等の関係法令に適合しています。
- 本補助制度で申請する補助対象について、省エネ改修の補助を受けるのは1回目です。
- 要綱別表2に定める提出書類及び添付書類に不足がないことを確認しました。
- 本補助金の交付申請の審査を行うに当たり、申請者の市税等の納付状況及び住宅の建築状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

(別紙)

住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書

対象建物	戸建住宅	省エネ性能	ZEH水準相当	補助率	4/5		
		補助対象工事	数量	モデル工事費 (単価)	モデル工事による工事費 (小計)	実際の工事費	
A 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	既存開口部の断熱改修	ガラス交換	大	枚	112,000 円/枚	円	円
			中	枚	80,000 円/枚	円	円
			小	枚	32,000 円/枚	円	円
		内窓設置	大	箇所	272,000 円/箇所	円	円
			中	箇所	216,000 円/箇所	円	円
			小	箇所	176,000 円/箇所	円	円
		外窓交換	大	箇所	272,000 円/箇所	円	円
			中	箇所	216,000 円/箇所	円	円
			小	箇所	176,000 円/箇所	円	円
		ドア	大	箇所	392,000 円/箇所	円	円
			小	箇所	344,000 円/箇所	円	円
		既存外壁、屋根・天井、床の断熱 (使用する断熱材の区分に応じた欄に数量を記載してください。)	外壁	A-C	m ²	225,000 円/m ²	円
	D-F			m ²	338,000 円/m ²	円	円
	屋根・天井		A-C	m ²	80,000 円/m ²	円	円
			D-F	m ²	137,000 円/m ²	円	円
	床		A-C	m ²	280,000 円/m ²	円	円
			D-F	m ²	420,000 円/m ²	円	円
	A の合計額 (①) ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計					円	
	その他 (②)	省エネ設計等に要する費用					円
		諸経費等 (諸経費等を別項目としている場合に記入)					円
値引き (値引きを別項目としている場合に記入)					円		
小計 (①+②) (③)					円		
補助金額の算定 (④)		③×補助率 (4/5) ※千円未満切り捨て			円		
上限額 (⑤)					700,000 円		
補助申請額 (④、⑤のいずれか低い額)					円		

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。

※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金については、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金については、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

みよし市民間住宅省エネ改修事業計画変更承認申請書

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円
(変更前 金 円)
(差額 金 円)

2 工事完了予定日
年 月 日 (変更前)
年 月 日 (変更後)

3 その他変更事項

4 変更理由

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知したみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金に対する補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

記

- 1 補助金変更決定額 金 円
 (変更前 金 円)
 (差 額 金 円)

- 2 補助金交付の条件

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

みよし市民間住宅省エネ改修事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業を中止（廃止）したいので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、承認されたく申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付中止決定通知書

年 月 日付けで事業中止（廃止）承認申請のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金については、下記のとおり交付の中止を決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容については、年 月 日付け第 号による交付申請書のとおりとする。
- 2 中止（廃止）する補助事業における補助対象経費及び補助金
中止（廃止）する補助事業に要する経費 円
中止（廃止）する補助事業における補助する金額 円

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

みよし市民間住宅省エネ改修事業取下申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業を取り下げたいので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

1 取下げの理由

2 取下げの内容

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

みよし市民間住宅省エネ改修事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金について、下記のとおり事業を完了したので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 工事完了日 年 月 日

（添付書類）（提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください）

- ① 契約書・領収書の写し
- ② 工事写真（工事中・工事後）
- ③ 施工チェックリスト
- ④ 出荷証明書
- ⑤ 前各項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(別紙)

施工チェックリスト

1 共通項目 (項目にチェック☑してください。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	施行前・施工中・施工後の写真を撮影した
<input type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した
<input type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した

2 天井を改修する場合 (項目にチェック☑してください。天井を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料 (カタログ等) を添付すること
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

3 壁・床 (基礎) を改修する場合 (項目にチェック☑してください。壁・床 (基礎) を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料 (カタログ等) を添付すること
<input type="checkbox"/>	外壁と床 (基礎) の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した
<input type="checkbox"/>	壁・床 (基礎) の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

年 月 日

会社名 _____

担当者名 _____

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金について、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定金額 | 円 |

様式第11号（第13条関係）

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金請求書

年 月 日

みよし市長 様

住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

補助金交付決定通知書の番号		_____ 第 _____ 号	
振 込 先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
	口座番号	普通 当座	NO.
	口座名義人	フリガナ	

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定取消し額 円

2 取消しの理由

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第8条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第9条関係)
様式第5号 (第9条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第9条関係)
様式第8号 (第10条関係)
様式第9号 (第11条関係)
様式第10号 (第12条関係)
様式第11号 (第13条関係)
様式第12号 (第14条関係)